

富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第655号

(趣旨)

第1条 この要綱は、低炭素社会を実現するため、再生可能エネルギー機器等（次条第1号から第3号までに定める機器をいう。以下同じ。）を設置した者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を用いて太陽光を電気に変換する設備をいう。
- (2) ホームエネルギーマネジメントシステム 住宅全体の電力を自動で計測し、エネルギーの見える化を実現することができ、かつ、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図ることができる設備をいう。
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電池 リチウムイオン蓄電池を搭載し、太陽光発電システムにより発電した電力又は電力会社が供給する夜間電力を利用することにより、電気を当該蓄電池に繰り返し蓄え、必要に応じて当該蓄電池から電気を活用することができる設備をいう。
- (4) 併用住宅 専ら人の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とを一つの建物の中に併せ持つ住宅（建物の総床面積のうち2分の1以上が居住の用に供するものに限る。）をいう。
- (5) 市税 富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条第1号から第3号までに規定する税、富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税及び富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1

号) 第1条に規定する国民健康保険税をいう。

(6) 世帯 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条に規定する世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 市内の住宅(集合住宅及び併用住宅を含む。以下同じ。)に再生可能エネルギー機器等を設置した者(住宅の新築に合わせて再生可能エネルギー機器等を設置した者を含む。)又は再生可能エネルギー機器等を設置した市内の新築住宅を購入した者

(2) 前号の住宅に自ら居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者

(3) 市税を滞納していない者

(4) 過去において同一又は同種の再生可能エネルギー機器等に係る補助金の交付を受けたことがない者(その者と同一世帯に属する者を含む。)

(補助対象機器)

第4条 補助の対象となる再生可能エネルギー機器等は、未使用のもので、別表に掲げる要件を満たすものとする。

(補助対象事業等)

第5条 補助の対象となる事業は市が奨励する再生可能エネルギー機器等を設置する事業とし、補助の対象となる経費は当該機器の設置に要した費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に掲げる対象機器の区分に応じ、同表に定める額を限度とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、再生可能エネルギー機器等の引渡日(太陽光発電システムにあっては、電力受給契約の承諾日。以下この項において同じ。)の属する年度(当該引渡日が2月1日から3月31日までの場合にあつて

は、翌年度)の6月1日から翌年2月15日(その日が富士見市の休日を定める条例(平成2年条例第14号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後に到来する当該休日ではない最初の日)までの間とする。

3 規則第4条第2項の実績を証する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 再生可能エネルギー機器等の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 再生可能エネルギー機器等の設置に係る費用の支払を確認することができる書類の写し
- (3) 設置した再生可能エネルギー機器等の性能を確認することができる書類及び再生可能エネルギー機器等の設置状況を確認することができる写真
- (4) 電力会社との系統連系(太陽光発電システムによる発電量のうち住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合に、これを商用電力に送電することができるように当該機器を商用電力と連系させていることをいう。)に伴う電力受給契約(以下単に「電力受給契約」という。)の内容が分かる書類の写し(太陽光発電システムに係るものに限る。)
- (5) 太陽電池容量(日本産業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。以下同じ。)の合計が10キロワット以上の太陽電池パネルを設置する場合は、自家消費で、かつ、余剰電力の売電であることを確認することができる電気配置図(太陽光発電システムに係るものに限る。)
- (6) 再生可能エネルギー機器等の引渡日を確認することができる書類の写し(ホームエネルギーマネジメントシステム又は定置用リチウムイオン蓄電池に係るものに限る。)
- (7) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項に規定する確認済証の写し(新築住宅の場合に限る。)
- (8) 案内図
(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第8条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第9条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第3号のとおりとする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日告示第126号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日告示第359号）

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第97号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第96号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日告示第78号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第122号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

対象機器	要件	補助金の額
太陽光発電システム	太陽電池容量が1キロワット以上のもので、住宅の屋根等への設置に適しているもの	5万円
ホームエネルギーマネジメントシステム	ホームエネルギーマネジメントシステム以外の再生可能エネルギー機器と併設したもの	2万円
定置用リチウムイオン蓄電池	蓄電容量が1キロワット以上のもの	5万円

様式第1号（第7条関係）

富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号 ()

富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、市長がこの補助金に係る交付決定の審査のため、私の市税の納付に関する情報を利用することに同意します。

記

1 交付申請額 円

2 事業内容

設置場所	富士見市		
システムの概要	メーカー名		
	型 式		
	種 類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム（容量 kW） <input type="checkbox"/> ホームエネルギーマネジメントシステム <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電池 （容量 kW）	
受給契約承諾日又は引渡日	年 月 日		
施 工 業 者	所 在 地		
	業 者 名		連絡先

3 添付書類

- (1) 再生可能エネルギー機器等の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 再生可能エネルギー機器等の設置に係る費用の支払を確認することができる書類の写し
- (3) 設置した再生可能エネルギー機器等の性能を確認することができる書類及び再生可能エネルギー機器等の設置状況を確認することができる写真
- (4) 電力会社との系統連系に伴う電力受給契約の内容が分かる書類の写し（太陽光発電システムに係るものに限る。）
- (5) 太陽電池容量の合計が10キロワット以上の太陽電池パネルを設置する場合は、自家消費で、かつ、余剰電力の売電であることを確認することができる電気配置図（太陽光発電システムに係るものに限る。）
- (6) 再生可能エネルギー機器等の引渡日を確認することができる書類の写し（ホームエネルギーマネジメントシステム又は定置用リチウムイオン蓄電池に係るものに限る。）
- (7) 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し（新築住宅の場合に限る。）
- (8) 案内図

様式第2号（第8条関係）

富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長 印

年 月 日付けで申請のありました富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金については、下記のとおり決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定

- (1) 交付決定額 円
- (2) 支払方法 口座振込
- (3) 交付条件

2 却下

(理由)

様式第3号（第9条関係）

富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で奨励金の交付決定を受けた富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 奨励金の振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 支店
預金種類	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

備考 通帳の写しなど振込先の分かるものを添付してください。